

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年2月5日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。
また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大180,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 12月25日
環境大臣意見受理	平成30年 3月 2日
経済産業大臣意見発出	平成30年 3月19日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 8月10日
住民意見の概要等受理	平成30年 10月19日
秋田県知事意見受理	平成31年 1月16日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 2月 5日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内

電話03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域東方に位置する小友沼は、国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の集団渡来地であることから、対象事業実施区域及びその周辺は渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性があるため、専門家等の助言を踏まえ、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を把握し、本事業の実施に伴う鳥類への影響について、適切な手法により調査、予測及び評価すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)